

令和 7 年第 3 回定例会

草津町議会定例会会議録

自 令和 7 年 6 月 2 日
至 令和 7 年 6 月 6 日

草 津 町 議 会

令和七年第三回〔六月〕定例会

草津町議会議録

令和七年第三回〔六月〕定例会

草津町議会議録

令和七年第三回〔六月〕定例会

草津町議会議録

令和 7 年第 3 回草津町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（6 月 2 日）	
○議事日程	3
○会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○説明のため出席した者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員指名	5
○会期決定	5
○町長行政報告	5
○議長議会報告	1 6
○教育委員会の点検・評価に関する報告	1 7
○議案第 1 号～議案第 6 号の一括上程、説明	1 8
○議案第 1 号～議案第 6 号の委員会付託	2 2
○承認第 1 号～承認第 4 号の上程、質疑、討論、採決	2 2
○報告第 1 号の報告	3 7
○報告第 2 号の報告	3 8
○報告第 3 号の報告	3 9
○報告第 4 号の報告	4 0
○報告第 5 号の報告	4 0
○報告第 6 号の報告	4 1
○報告第 7 号の報告	4 2
○議事予定の決定	4 3
○散会の宣告	4 3

第 2 号（6月6日）

○議事日程	4 5
○会議に付した事件	4 5
○出席議員	4 5
○欠席議員	4 6
○説明のため出席した者	4 6
○事務局職員出席者	4 6
○開議の宣告	4 7
○議事日程の報告	4 7
○付託議案にかかる委員長報告	4 7
○議案第 1 号の質疑、討論、採決	5 0
○議案第 2 号の質疑、討論、採決	5 4
○議案第 3 号の質疑、討論、採決	5 4
○議案第 4 号の質疑、討論、採決	5 7
○議案第 5 号及び議案第 6 号の一括質疑、討論、採決	5 7
○議員派遣の件	5 8
○付託議案外にかかる委員長報告	5 8
○一般質問	6 1
6 番 小 林 純 一 君	6 1
3 番 有 坂 太 宏 君	6 4
○閉議及び閉会の宣告	6 7
○署名議員	6 9

草津町告示第36号

第3回草津町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年5月26日

草津町長 黒 岩 信 忠

記

1、日 時 令和7年6月2日 午前10時

2、場 所 草津町役場

3、議 題

議案第 1号 令和7年度草津町一般会計補正予算（第3次）

議案第 2号 令和7年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第1次）

議案第 3号 令和7年度草津町千客万来事業会計補正予算（第1次）

議案第 4号 財産の取得について

議案第 5号 温泉引用許可について

議案第 6号 温泉引用者移転許可について

承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて

承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて

承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて

承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて

報告第 1号 令和6年度草津町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書について

報告第 2号 令和6年度草津町公共下水道事業特別会計予算繰越計算書について

報告第 3号 令和6年度草津町公共下水道事業特別会計事故繰越計算書について

報告第 4号 令和6年度草津町温泉温水供給事業会計予算繰越計算書について

報告第 5号 令和6年度草津町千客万来事業会計予算繰越計算書について

報告第 6号 令和6年度草津よいとこ元気基金の運用状況について

報告第 7 号 温泉高度利用許可について

令和 7 年 6 月 2 日（月曜日）

（ 第 1 号 ）

令和7年第3回草津町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和7年6月2日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 開 議
- 第 2 議事日程の報告
- 第 3 会議録署名議員指名
- 第 4 会期決定
- 第 5 町長行政報告
- 第 6 議長議会報告
- 第 7 教育委員会の点検・評価に関する報告
- 第 8 議案上程
議案第1号から議案第6号
- 第 9 議案第1号から議案第6号 委員会付託（別紙付託案）
- 第10 承認第1号から承認第4号上程 質疑・討論・採決
- 第11 報告第1号から報告第7号 報告
- 第12 議事予定の決定（別紙案）
- 第13 閉 議（散会）

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	直 井 新 吾 君	2 番	安 齋 努 君
3 番	有 坂 太 宏 君	4 番	市 川 祥 史 君
5 番	安 井 尚 弘 君	6 番	小 林 純 一 君
7 番	金 丸 勝 利 君	8 番	上 坂 国 由 君
9 番	湯 本 晃 久 君	10 番	黒 岩 卓 君
11 番	宮 崎 謹 一 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	黒 岩 信 忠 君	副 町 長	福 田 隆 次 君
教 育 長	富 澤 勝 一 君	愛 町 部 長	川 島 和 武 君
企画創造課長	田 中 浩 君	総 務 課 長	石 坂 恒 久 君
税 務 課 長	堀 田 高 史 君	住 民 課 長	熊 川 一 記 君
健康推進課長	和 田 修 君	観 光 課 長	宮 崎 健 司 君
土 木 課 長	佐 藤 俊 之 君	福 祉 課 長	越前谷 学 君
会 計 管 理 者	一 場 礼 子 君	生活環境課長	宮 崎 雄 一 君
こどもみらい 課 長	高 井 洋 一 君	上下水道課長	岡 田 薫 君
教 育 委 員 会 教 事 務 局 長	白 鳥 正 和 君	ベルツこども 園 長	橋 爪 保 君
温 泉 課 長	関 亘 君	総 務 課 主 査	今 平 一 真 君

事務局職員出席者

議会事務局長	萩 原 健 司	議会事務局長 代 理	中 澤 一 夫
議 会 書 記	新 田 美 幸		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

ただいまから令和7年第3回草津町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名

○議長（宮崎謹一君） 続いて、会議録署名議員を指名いたします。

3番、有坂太宏議員、7番、金丸勝利議員の両名を指名いたします。

◎会期決定

○議長（宮崎謹一君） 会期についてお諮りします。会期については、5月21日に開催された議会運営委員会で協議した結果、本日から9日までの8日間とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、会期については本日より9日までの8日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、町長から行政報告を願います。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） おはようございます。

それでは、前回、令和7年3月3日の定例議会から本日の定例議会までの間の行政報告をさせていただきます。

まずは、令和6年度の入込客数につきまして、目標と定めました400万人を達成するとともに、過去最高記録を樹立できたことを改めて報告いたします。

これもひとえに、草津町議会、町内の各事業者及び町民の皆様の協力のたまものであり、心から御礼を申し上げる次第であります。

今後も、福祉と観光の町づくりを政策理念に、おしゃれで華やか、かつ楽しい温泉観光地として、草津のポテンシャルを最大限に発揮しつつも、オーバーツーリズムに配慮しながら、町全体が穏やかにかつ緩やかに成長できる政策として、100年先にも温泉観光地のトップランカーであり続ける町づくりに努力をしてまいりたいと思っております。引き続き草津町に係る全ての皆様に協力をいただきたく、お願いを申し上げます。

なお、入込客数400万人の達成に関連し、複数のマスメディアの取材に応じております。

それでは、行政報告を行います。

3月7日、陸上自衛隊相馬原駐屯地第12偵察戦闘大隊の大原大隊長が来庁され、離任の挨拶を受けました。また、3月25日には新たに就任をした結城大隊長の表敬訪問を受けました。

3月13日、自衛隊入隊予定者である草津町出身の高橋桜太さんの激励会が町長室にて行われ、自衛隊群馬地方協力本部の関係者と共に、激励のメッセージを贈りました。

次に、3月13日、草津中学校の卒業証書授与式が行われ、出席をしてまいりました。卒業生は30名であり、進路状況については、県内公立高校17名、県内私立高校10名、通信制高校が2名となっております。

次に、3月15日、小渕優子衆議院議員の吾妻西部地区国政報告会が長野原町役場で行われ、出席をしてまいりました。

3月17日、草津町区長会が役場で開催され、出席をしました。

3月17日、インターネット関連会社のビッグロブによる、全国からユーザー投票によって高評価を得た温泉地が選ばれる「第16回みんなで選ぶ温泉大賞」が開催され、草津温泉が16年連続で東日本の横綱に選出をされました。

3月18日、西吾妻衛生施設組合議会の定例会、西吾妻福祉病院の管理運営協議会及び議会定例会が長野原町住民総合センターで開催され、出席をしてまいりました。

3月19日、草津町商工会女性部の活動報告会が開催され、出席をし、挨拶をしてまいりました。

3月21日、白根神社において、ザスバ草津チャレンジャーズの必勝祈願祭が執り行われ、出席をしてまいりました。

3月24日、草津小学校の卒業証書授与式が行われ、出席をしてまいりました。今年は28名の児童が卒業をされました。

次に、3月24日、新たに着任した長野原警察署田島署長が来庁し、就任の挨拶を受けました。

次に、3月25日、NHK前橋放送局國廣局長の表敬訪問を受け、会談をいたしました。

次に、3月26日、吾妻行政県税事務所齋藤局長が来庁し、年度末の挨拶を受け、会談をいたしました。

次に、3月27日、ベルツこども園の卒園式が行われ、出席をしてみいました。今年は15名の園児が卒園されました。

次に、3月27日、吾妻郡町村会の3月定例会、吾妻広域圏整備組合の第7回理事会及び第1回吾妻広域議会が中之条町で開かれ、出席をしてみいました。

次に、4月1日、草津町消防団の黒岩前団長の退任辞令と、新たに団長となった町田真一さんへの就任辞令を交付いたしました。

前団長である黒岩哲夫さんにおかれましては、団長としての2年間の任期を町の防災、安心・安全のために努力をしていただきました。町長として心より感謝を申し上げます。

次に、4月4日、ベルツこども園の入園式が行われ、出席をしてみいました。今年度は35名の園児を迎え入れ、園児の総数は105名となっております。

次に、4月4日、新たに着任した草津交番押田所長が来庁し、就任の挨拶を受けました。

次に、4月7日、草津小学校及び草津中学校の入学式に出席をしてみいました。今年度の草津小学校の入学児童は15名、草津中学校の入学生は26名でありました。

4月7日、吾妻広域圏整備組合事務局が来庁し、吾妻郡町村会の監事として監査を行いました。

4月14日、上信自動車道建設促進期成同盟会の役員らで班を編成し、国土交通省、国会議員会館及び関東地方整備局に赴き、国土交通大臣ほか幹部に対して、嬭恋バイパス新規事業化のお礼と挨拶を行ってまいりました。

次に、4月15日、草津白根山防災会議協議会を開催し、令和7年度における草津白根山対策の協議を行いました。

当日は、気象庁や火山学者、群馬県や長野県から、関係者60名の出席をいただきました。

4月15日、草津町飲食店組合の定期総会と懇親会に招かれ、挨拶をしてみいました。

4月16日、多くの町民の皆様にご協力をいただき、春の道路愛護デーを実施いたしました。議員の皆様には、大変お忙しい中、現地視察にご参加いただきましてありがとうございます。

また、4月20日から22日にかけて、幹線道路の清掃を行っていただいた消防団の皆様、ありがとうございました。

次に、4月16日、環境省中部地方環境事務所信越自然環境事務所から松本所長のほか国立公園課長が来庁され、就任の挨拶を受けました。

4月16日、草津町食生活改善推進協議会の定期総会が保健センターで開催され、出席をしてまいりました。

次に、4月16日、万座しぜん情報館運営協議会の令和7年度の総会が嬭恋村役場で開催され、企画創造課長に代理出席をさせました。

4月17日、草津町母子保健推進員定期総会が保健センターで開催され、出席をし、挨拶をしてまいりました。

次に、4月21日、日本銀行前橋支店長が来庁され、草津町の観光経済が堅調な伸びを示していることから、動向調査に関する調査と会談を行ったものであります。

4月22日、観光協会DMO人材育成部会の主催による第6回草津温泉合同入社式が総合体育館において開催され、歓迎の挨拶を行ってまいりました。

当日は、草津町の経済発展を担う若者たち官民合わせて55名が参加し、懇親を深めてまいりました。

次に、4月23日、国道292号志賀草津道路の再開通は、通行止め区間において発生した雪崩の影響と、残雪が崩落しそうな危険な状態であることから、延期することが決定をいたしました。

次に、4月24日、草津町老人クラブ連合会の定期総会が総合体育館で開催され、出席をし、挨拶をしてまいりました。

次に、4月24日、草津町区長会の総会が役場で開催され、西殿塚区の新区長となった沖津則夫さんに対し、私のほうから委嘱状の交付を行いました。

4月30日、吾妻郡町村会定例総会及び吾妻広域圏整備組合の第1回理事会が長野原町で開催され、出席をしてまいりました。

次に、4月30日、吾妻広域消防本部西部消防署長野原分署が新設されたことに伴い、郡町村会による内覧会が行われ、参加をしてまいりました。

次に、物価高騰対策としての国民生活支援及び地域経済活性化を図ることを目的として、町民一人当たり1万円の商品券を交付する第7回草津町くらし応援商品券事業につきまして、商品券の使用期限である令和7年3月31日までに町民が利用した事業者の換金が4月30日に終了しました。

対象となる町民6,061人に対して、交付数は5,705名分となり、交付率は94.1%となりました。

た。

また、交付額5,705万円に対して、5,652万7,000円が換金されており、換金率は99.1%となりましたのでご報告いたします。

次に、5月8日、群馬テレビによる「35市町村長に聞く」という特集番組のインタビューを応接室で受けました。主に、今年度の重点施策や観光施策についての取材であり、放送は6月下旬頃ということであります。

次に、5月12日から13日にかけて、群馬県町村会の主催による研修会が中之条町で開かれ、ビエンナーレ関係者の講演や中之条ガーデンズの視察を行った後、四万温泉で交流を図りました。

5月13日、ザスパ群馬で現役を引退し、株式会社ザスパの社長兼GMに就任された細貝萌さんが表敬訪問に訪れ、懇談をいたしました。

次に、5月14日、関東農政局群馬県拠点から、小田地方参事官のほか3名が来庁し、就任の挨拶を受けました。

次に、5月15日、元町議会議員の裁判に係る第7回公判があり、議長ほか町議会議員と共に前橋地方裁判所に行つてまいりました。

次に、5月15日、令和7年度渋川・吾妻地域在来線活性化協議会の総会が渋川市役所で開催され、企画創造課長に代理出席をさせました。

5月16日、県庁に出向き、宇留賀副知事と接見をし、昨年度、提案した温泉熱発電計画の早期実現を要望してまいりました。

副知事からは、現行スケジュール（案）の短縮は個人的には可能だと思つた上で、計画のイニシアチブは草津町、実務は県が担当して、群馬県でも前例のない温泉熱発電を必ず成功させたいと言及されておりました。

5月16日、観光協会が主催する「草津温泉和傘の舞」点灯記念式に出席をし、挨拶をしてまいりました。

イベント会場となる湯路広場には多くの観光客が集まり、彩られた和傘を背景に、写真や動画の撮影を楽しんでおられました。

次に、5月19日、中之条土木事務所長が来庁し、通行止めとなっている国道292号志賀草津高原ルート of 雪庇及び残雪の現状報告及び5月22日から規制付で再開通となるとの説明がありました。

所長に対して、再開通を待ち望んでいる利用者や町民のためにも、一刻も早く規制なしで

通行できるよう、融雪作業の強化を申し入れました。

その1週間後、気温の上昇と肥料散布、つまり融雪剤による融雪効果により、残雪が激減したため、安全と判断され、24時間通行ができるようになりました。

5月22日、草津町町政参与会が午前中に役場で行われ、町政参与の方々と対談をいたしました。

また、午後からは町政懇談会が行われ、ご参加いただいた町民の方々に町政の現状等について説明を行いました。

5月22日、令和7年度における草津町商工会青年部通常総会が開催され、出席し挨拶を行ってまいりました。

次に、令和4年12月定例議会において議案上程した懲戒請求について、第一東京弁護士会に所属する対象弁護士（岸本学氏）が除名となった旨の通知が5月23日付をもって、第一東京弁護士会より草津町宛てに送付されてまいりました。

報道の情報では、対象弁護士は懲戒に当たる複数の案件を起こし、除名の処分を受けたとのことですが、受理した通知によりますと、懲戒請求の趣旨は妥当であるものと認められ、弁護士としての品位を失うべき非行に当たるとの記述がなされております。

懲戒請求者である草津町と草津町議会といたしましては、この度の第一東京弁護士会の処分につきましては評価に値するものと受け止めております。

次に、5月23日、令和7年度における群馬県消防協会吾妻支部定期総会が開催され、出席をしてまいりました。

次に、5月30日、草津町消防団による模擬火災訓練が天狗山第5駐車場で実施され、団長の指揮の下、良好な訓練が行われました。また、終了式では町長として消防団員に訓示を行ってまいりました。

5月30日、滝下通り整備説明会が役場において開催され、整備内容の具体的な説明を行いました。参加した滝下区の大多数の方から賛同が得られたことから、今後、事業化に向けて調整を進める運びとなりました。

以上、行政報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長の行政報告が終わりました。

報告の中で、令和4年12月9日草津町議会定例会におきまして、第一東京弁護士会所属の岸本学弁護士に対する懲戒処分請求を議決し、草津町は懲戒処分請求を第一東京弁護士会に行い、去る5月23日付で送られ、5月27日に草津町町長宛てと草津町議会宛てにその抄本が

届きました。この弁護士会の懲戒処分につきまして、大変中心になって進めてまいりました湯本議員から説明等々があるようでございますので、資料請求と説明を認めますのでよろしくをお願いします。

○9番（湯本晃久君） 9番、湯本です。

議長、ご配慮いただきましてありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 登壇してやってください。

○9番（湯本晃久君） これについて登壇して質問させていただきますけれども、その質問に当たりまして、私から資料を1部、議員の皆さんにお配りしたいと思いますけれども、許可をいただけますでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） はい。

○9番（湯本晃久君） ありがとうございます。

では、事務局、お願いいたします。

〔9番 湯本晃久君 登壇〕

○9番（湯本晃久君） ありがとうございます。

それでは、9番、湯本より、岸本学弁護士に対する懲戒請求につきまして質問をいたします。

この件については、令和4年12月定例議会の議案第19号にて、岸本氏に対する懲戒請求を第一東京弁護士会に対して行うことについて町長より提案があり、議会の賛成多数によって承認並びに請求書の提出に際して、黒岩信忠町長と宮崎謹一議長の連名とすることの議決をいたしました。私もその際、議案に対する賛成討論を行いました。岸本氏が当時のツイッター、現在のXに掲載した草津町に対する批判の文面は苛烈極まりないものであり、その後2年半の時を経たとはいえ、弁護士会による判断が示されたことは喜ばしいと考えております。

今し方お配りいたしました資料は、第一東京弁護士会が本年5月23日にホームページにて公表した書面でございます。こちらには、岸本氏に対して弁護士会からの除名という懲戒を行った理由として、6つの事項が掲げられています。このうち、（6）の被懲戒者はツイッターにおいて客観的必要性も合理的理由もないにもかかわらず、過激かつ著しく侮蔑的な投稿を行ったとの事項が草津町より提出された懲戒請求に相当する内容であると思料されますが、この発表文だけだと、具体的に草津町からどのような内容で懲戒請求が行われ、それに対して第一東京弁護士会からどのような評価が下されたのか判然としないところがござい

ますので、その詳細についてお尋ねいたします。

つきましては、1番、令和4年12月定例議会での議決を受けて、町長、議長より第一東京弁護士会に提出された懲戒請求書の内容、2番、懲戒請求に対して、岸本氏から示された弁明、反論の類があれば、その内容、3番、第一東京弁護士会から送付された草津町の懲戒請求に対して示された見解について、当局より要点をお示しいただきたく存じます。そして、その上で、町長並びに議長のご見解をお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町当局からただいまの湯本議員の質問に対しまして、資料等説明がありますか。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、質問があった件についてお答えをいたします。

説明に当たりましては、先ほどの時系列的に3点に分けて申し上げたいと思います。

初めに、1点目といたしまして、どのような内容を持って懲戒請求を行ったのかという点についてでございます。

ご質問にありましたとおり、令和4年12月の第10回草津町議会定例会において、第一東京弁護士会に対しまして、岸本学氏に対する懲戒の請求についてを上程し、承認、議決をいただきました。

当時の追加議案として上程した要旨を申し上げますと、対象弁護士がSNS上の短文投稿サイトにおいて、令和2年12月に正当な手続を持って行われた草津町議会議員の解職投票に対して、「こんなリコールがあること自体、権限と権利の乱用だ。草津町が多数の横暴から一個人の権利を守らないのであれば、日本全体の多数決で草津町を原発廃棄物の最終処分場にでもしてしまえばどうか」などの極めて劣悪な誹謗中傷をし、草津町の名誉を棄損したことなどの行為に対しまして、弁護士法の規定に基づく調査及び審査を求める事案であると判断し、不服を申し立て、当該弁護士の懲戒の請求を行ったものでございます。

議決後、令和4年12月15日付をもって、第一東京弁護士会に対しまして懲戒請求書を草津町長及び草津町議会議長の連名で提出しております。この懲戒請求書につきましては、総数で9ページにわたり、内容を補完するための証拠書類等については、甲1号証から甲13号証を添付しております。

2点目に、対象弁護士からの弁明等についてのご質問にお答えします。

請求後、令和5年12月8日付にて第一東京弁護士会懲戒委員会より審査開始通知が届きました。これを受理しておりますが、以降からこれまでの間、対象弁護士から草津町に対する弁明や反応等については把握をしておりません。

最後に3点目として、第一東京弁護士会からの懲戒処分決定に関する内容についてのご質問でございます。

懲戒請求を行ってから約2年5か月が経過いたしました。先ほど、行政報告において町長が述べたとおり、令和7年5月23日付をもって第一東京弁護士会から草津町長及び草津町議会議長宛てに弁護士の懲戒についてという通知がなされまして、これを受理しております。

この通知本文には、対象弁護士に対して除名の処分を行ったことが記載され、添付された懲戒書は総数で47ページに及ぶものでありました。この懲戒書によりますと、議員のご質問にありますとおり、対象弁護士の懲戒対象となる事件数が草津町の案件を含み複数件に及んでいることが読み取れますが、当町の関係以外の内容につきましては、全てマスキングがされておりますので、よって、草津町に係る部分の一部を要約して報告をさせていただきます。

対象弁護士が行った過激かつ著しく侮辱的な言葉を用いた投稿に関しては、他人に対する名誉棄損もしくは社会通念上、許される限度を超える侮辱行為に該当すると記載され、かついずれもそのような言葉を用いる客観的必要性も合理的必要性もないことが指摘されております。また、対象弁護士は再三にわたり通知を受けたにもかかわらず、綱紀委員会及び懲戒委員会に対し、弁明書及び資料を一切提出せず、指定期日に一度も出頭しなかったため、対象弁護士による弁明はない旨の記載がなされております。

そして、他の事件を含んだ量定に関する結びの記述におきましては、弁護士として果たすべき義務を全く放棄するかのような姿勢に終始しており、反省の情が全くうかがえず、情状も極めて悪いと評価するほかない。よって、量定としては除名とすることが相当であると判断し、これを議決するとして懲戒書が完結しております。

報告と説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 関連して町長から何かありますか。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 細かい内容については、今、総務課長が答弁したとおりでございますけれども、プロの法律家がこのようなコメントをするということは、断じて許し難い行為だ

と思います。

よく、当時も言われましたけれども、係争中の、つまり裁判を私は3つも2つも行っていたわけでありますけれども、係争中においてリコールすることを法律の想定外としていたという高崎経済大学のある学長まで述べ、プロの方々がそういうコメントをしていたことをよく覚えております。全く物事が分かっていないというふうに言わざるを得ない。つまり、裁判は司法裁判です、刑事、民事とも。しかしながら、リコールは署名については地方自治法の一部適用であり、そして成立した後の投票によるものは公職選挙法の全適用ではなく、一部適用という理論の中で進んでいたわけでありまして、なぜ法律家がこれをごちゃまぜにするのか、意図的に草津町を攻撃している、私を攻撃していると言わざるを得ないと判断をいたしました。

裏を返して言いますと、例えば、係争中のリコールができないとします、法律上。そうすると、リコールされそうになったら、裁判を起こせばリコールを免れることができるという法律の建前、不備が出てまいります。ですから、元新井町議が最高裁まで争いましたけれども、全く論外であるということで棄却になっているということでもあります。

そういう中、この岸本弁護士は、いろんな問題を発言しておりますけれども、本当にプロの法律家かと思うようなことを平気でコメントをしているということでもあります。本当に残念で、草津町としてもこれほどの侮辱を受けたことはない。つまり、原子力の廃棄物の、リコールしたから、処理場にしてしまえと。何のいわれ、つながりがあるのか意味が分からない。そういうものを平気で言う法律家がいるということに大変驚いております。

弁護士法の56条1項にこのように書かれています。弁護士はその法律または所属弁護士会もしくは日本弁護士会連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序または信用を害して、その他職務の内外を問わず、その品位を失うべき非行にあったときは懲戒を受けると書かれています。

2項として、懲戒はその弁護士の所属弁護士会が懲戒委員会の議決に基づいて行う。そして、57条、懲戒の種類ということで、1が戒告、2が2年以内の業務の停止、3、退会命令、4、除名。今回が一番、弁護士法の57条に基づいた56条の定義の中で56条に基づいた一番重い除名処分となったということでありまして、弁護士会はそこに常識、私は正義があったと思います。そういう意味で大変、草津町がこの新井祥子事件問題は様々な誹謗中傷を受けてまいりましたが、議会の皆様、町民の皆様がこれを許さないという判断で戦ったことは私は誇りに思います。

そして、女性が、町長室は密室じゃないんですけれども、そういう状態の中で、一方的に、もちろん指1本たりとも触れていない中、突然犯されたという話をされたとき、町民の皆さんは私を信じてくれましたが、町外者の方が草津町の知名度というものを気がついているのかどうか分かりませんが、大変面白おかしく、このものが伝播し、さらに日本海外特派員協会がその新井祥子を呼んで、そこでコメントさせたことが一気に世界にこの事件が広がり、日本国には常習的に性暴力を繰り返す政治家がいると私が言われたわけで、草津のみならず、日本の国家までが馬鹿にされちゃうような内容の記事が世界に飛び交ったわけであります。

しかしながら、決定的な証拠は、新井祥子氏が私の会話を記録した1時間近くの、実際は町長室は50分を切っていると思いますけれども、そのものが全てうそであったということを証明をしてくれて、自らその証拠を新井被告人の持っていたものが全ての証拠になったわけであります。しかしながら、この期に及んでも、性交渉を強要されたのはうそだったと認める、しかし、わずか45秒の間にベタベタ触られたと、こうされたと平気で法廷で今でも述べる神経が私には分からない。

そういう事件でありましたけれども、これに乗じた様々な団体が草津町を誹謗中傷したことは許し難い行為であると思います。なかなか難しいんですけれども、そういう中、私のところに謝罪文を送ってきたり、また本人が直接来たり、そういう人もいたということも私は救いだと思っている次第でございます。今回の岸本弁護士の懲戒について、東京弁護士会が除名処分にしたことについては評価をし、それを受け止めてまいりたいと思っております。

よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（宮崎謹一君） 湯本議員、よろしいですか。

追加、ありませんね。

〔発言する者あり〕

○議長（宮崎謹一君） あ、議長のほうから。

はい、それでは、議長のほうからという話がありました。

今まで、総務課長、町長が述べましたように、大変、草津町と草津町議会、そしてまたリコールを賛同してくれました町民の皆様本当に侮辱した文面が入っております。これに対しまして、東京弁護士会では、弁護士法に基づいて除名したということを高く評価するわけでございます。その後、いろいろあろうかと思いますが、当該弁護士の現状をお聞きしますと、居所不明だったとかいろいろありますので、これ以上のことは求めないというのが私の

見解でございます。よろしくお願いします。

よろしいですか。

以上で、懲戒処分等々に係る町長の行政報告の内容について終了いたします。

◎議長議会報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、私のほうから議会関係の行政報告を申し上げます。

3月13日、草津中学校の卒業証書授与式が行われ、議員各位が出席をいたしました。

3月17日、令和6年度草津温泉観光協会DMO事業の中で行った報告に、議員各位が出席をいたしました。

3月18日、西吾妻衛生施設組合議会定例会、西吾妻福祉病院管理運営協議会及び西吾妻福祉病院組合議会定例会が長野原町住民総合センターで開催され、金丸副議長、上坂民教土木委員長と共に出席をいたしました。

同日、社会福祉法人にしあがつま福祉会評議員会が長野原町住民総合センターで開催され、金丸副議長と上坂民教土木委員長が出席をいたしました。

3月21日、2025年ザスパ草津チャレンジャーズ白根神社必勝祈願祭が白根神社で行われ、出席をいたしました。

3月24日、草津小学校の卒業証書授与式が行われ、出席をいたしました。

3月27日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会定例会が中之条町役場で開催され、金丸副議長と出席をいたしました。

4月7日、草津小学校及び草津中学校の入学式に出席をいたしました。

4月16日、春の道路愛護デー視察が実施され、議員各位に出席していただきました。

同日、草津町歴史映画上映会が役場会議室で行われ、議員各位に出席をしていただきました。

4月22日、観光協会による第6回草津温泉合同入社式が総合体育館で開催され、出席をし、挨拶をしてまいりました。

4月24日、草津町老人クラブ連合会定期総会が総合体育館で開催され、出席をし、挨拶をしてまいりました。

5月15日、元町議会議員の裁判に係る第7回公判が前橋地方裁判所で行われ、議員各位が傍聴いたしました。

5月16日、「草津温泉和傘の舞」点灯記念式が湯路広場で開催され、出席をし、挨拶をし

てまいりました。

5月22日、草津町町政参与会が役場で行われ、出席をいたしました。

同日、町政懇談会が役場で行われ、議員各位が出席をいたしました。

5月23日、吾妻郡町村議会議長会定例総会・情報交換会が長野原町で開催され、出席をいたしました。

5月27日、全国町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、金丸副議長と出席いたしました。

同日付で、先ほどの懲戒処分の第一東京弁護士会から送られました抄本が届き、朗読をし、内容を確認いたしました。

5月28日、草津町商工会令和7年度通常総代会が草津町商工会で開催され、出席をいたしました。

5月29日、群馬県議長会臨時総会及び議長研修会が前橋市・市町村会館で開催され、出席をいたしました。

以上、私のほうからの議会関係の報告を終わります。

◎教育委員会の点検・評価に関する報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育委員会の点検・評価に関する報告について報告をお願いします。

教育長。

〔教育長 富澤勝一君 登壇〕

○教育長（富澤勝一君） それでは、教育委員会の点検・評価に関するご報告を申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、毎年議会に報告書を提出するとともに、公表をしなければならないとされているものであります。

令和6年度におきましても、草津町教育行政基本方針にのっとり、ぬくもりのあるきめ細やかな教育行政の推進に取り組んでまいりましたが、その詳細等につきましては、昨年度より法令にのっとり、提出をもって報告に代えさせていただいております。

令和7年度からは、新たに草津町教育振興基本計画第3期を基に教育行政を進めてまいります。引き続き、ご指導とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告とさせていただきます。

◎議案第1号～議案第6号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案の上程をいたします。

お諮りします。議案第1号から議案第6号までについて、一括上程することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第6号までについては、一括上程することを決定いたしました。

続いて、議案に係る説明を願います。議案第1号から順次願います。

議案第1号、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第1号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第1号 令和7年度草津町一般会計補正予算（第3次）

令和7年度草津町の一般会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,903万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億1,779万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和7年6月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきたいと思います。この1ページ、第1表 歳入歳出予算補正にて説明を申し上げます。

表の中の款名と補正額の順で申し上げます。

まず、歳入ですが、15款国庫支出金2,513万4,000円の増額。

21款諸収入389万6,000円の増額。

右側の2ページに移りまして、歳出について申し上げます。

1 款議会費60万7,000円の増額。

2 款総務費4,574万円の減額。

3 款民生費3,795万6,000円の増額。

4 款衛生費1,331万6,000円の増額。

6 款農林水産業費189万5,000円の減額。

7 款商工費865万8,000円の増額。

8 款土木費423万4,000円の増額。

9 款消防費83万8,000円の増額。

10 款教育費1,108万3,000円の増額。

おめくりいただきまして、3 ページをお願いいたします。

12 款予備費 2 万7,000円の減額。

以上、歳入歳出それぞれの補正前の額に2,903万円を追加し、歳入歳出それぞれの補正額の総額を57億1,779万8,000円にしようとするものでございます。

説明については以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第2号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第2号について朗読説明を申し上げます。

議案第2号 令和7年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第1次）。

第1条 令和7年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,324万5,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,026万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,795万3,000円、建設改良積立金1億502万5,000円で補填するものとする」に改め、次のとおり補正する。

支出です。第1款資本的支出補正予定額250万円を増額し、計2億5,357万6,000円としようとするものです。

令和7年6月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第3号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 議案第3号について、朗読と説明を申し上げます。

令和7年草津町千客万来事業会計補正予算（第1次）になります。

第1条 令和7年草津町千客万来事業会計の補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年草津町千客万来事業会計予算（以下、予算と言う）第3条に定めた収益

的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の項目で、第1款千客万来事業費用において、補正予定額330万円を増額し、計3億4,179万1,000円とするものとなっております。

令和7年6月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第4号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第4号について朗読と説明を申し上げます。

議案第4号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきまして、本書にて内容の説明を申し上げます。

記といたしまして、1、事業の名称は、令和7年度町単事業消防ポンプ自動車購入事業でございます。

2、取得の対象の財産は、消防ポンプ自動車1台であります。

3、取得の理由は、本件は、草津町消防団第6分団に配備している現行の消防ポンプ自動車について、老朽化に伴う更新を行いたいとするものであります。

4、取得価格につきましては、3,047万円、うち消費税277万円。

5、契約の相手方は、東京都港区、株式会社モリタ東京支店支店長、山北忠司氏であります。

6、契約の方法は、見積合わせによる随意契約。

7、納入期限は、令和8年3月31日であります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第5号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第5号について朗読説明を申し上げます。

議案第5号 温泉引用許可について。

草津町温泉使用条例第4条の規定により、次のとおり温泉引用を許可しようとするものであり、第13条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

下段をご覧ください。

申請者の住所・氏名です。

東京都千代田区神田鍛冶町3丁目3番9号、喜助新千代田ビル8階、株式会社ビー・シー・エル、代表取締役、伊藤静香。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積、3.55平方メートル。

給湯量、10リットル毎分。

施設名ですが、（仮称）湯音の森別邸となります。

1枚おめくりいただきますと、参考資料として、温泉引用調査報告が添付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（宮崎謹一君）　じゃ、そのまま。

議案第6号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長　関　　亘君　登壇〕

○温泉課長（関　　亘君）　議案第6号について朗読説明を申し上げます。

議案第6号　温泉引用者移転許可について。

草津町温泉使用条例第9条第2項の規定により、次のとおり温泉引用者の移転を許可しようとするものであり、第13条第1項第3号の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

新・旧、申請者の住所と氏名になります。

新。吾妻郡嬭恋村大字芦生田205番地、株式会社重田リゾート開発、代表取締役、菅原清。

旧。吾妻郡草津町大字草津235番地94、佐藤恒雄。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積、4.7平方メートル。

給湯量、14リットル毎分。

施設名、仮称ですが重田リゾート開発となります。

1枚おめくりいただきますと、参考資料として、温泉引用調査報告書が添付してございま

すので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で、議案に係る説明を終わります。

◎議案第1号～議案第6号の委員会付託

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。議案第1号から第6号までについて、お手元に配付の別紙付託案のとおり、担当委員会へ付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり付託することに決定いたしました。

ここで10分ほど休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（宮崎謹一君） 休憩を閉じて再開いたします。

◎承認第1号～承認第4号の上程、質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて上程をいたします。

朗読と説明を願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、承認第1号について朗読と説明をさせていただきます。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

別紙の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年6月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

処分理由につきましては、議会を招集する時間がないためでございます。

1 枚おめくりいただきますと、専決処分書の写しを添付してございます。

専決処分の内容につきましては、令和 6 年度草津町一般会計補正予算（第 8 次）でございます。

もう 1 枚おめくりいただきまして、補正予算（第 8 次）にて説明させていただきます。

令和 6 年度草津町の一般会計補正予算（第 8 次）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 9,932 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 67 億 7,758 万 2,000 円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

第 2 条 繰越明許費の追加は、第 2 表 繰越明許費補正による。

第 3 条 地方債の変更は、第 3 表 地方債補正による。

1 枚おめくりいただきまして、1 ページからの第 1 表 歳入歳出予算補正にて説明を申し上げます。

第 1 款町税 7,899 万 5,000 円の増額。

2 款地方譲与税 32 万 6,000 円の減額。

3 款利子割交付金 14 万 9,000 円の増額。

4 款配当割交付金 233 万 6,000 円の増額。

5 款株式等譲渡所得割交付金 450 万 7,000 円の増額。

6 款法人事業税交付金 451 万 3,000 円の増額。

7 款地方消費税交付金 405 万 6,000 円の増額。

8 款ゴルフ場利用税交付金 8 万 9,000 円の増額。

9 款環境性能割交付金 79 万 9,000 円の増額。

11 款地方交付税 6,670 万 8,000 円の増額。

右側 2 ページとなります。

12 款交通安全対策特別交付金 10 万 7,000 円の減額。

14 款使用料及び手数料 7 万 3,000 円の増額。

15 款国庫支出金 896 万 7,000 円の減額。

16 款県支出金 58 万 3,000 円の減額。

17 款財産収入 11 万 6,000 円の減額。

18 款寄附金 1 億 1,578 万 7,000 円の増額。

19款繰入金3,519万8,000円の増額。

21款諸収入308万9,000円の減額。

22款町債70万円の減額。

1枚おめくりいただきまして、右側4ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款議会費104万9,000円の減額。

2款総務費3億8,080万5,000円の増額。

3款民生費4,666万5,000円の減額。

4款衛生費3,543万3,000円の減額。

6款農林水産業費309万3,000円の減額。

7款商工費390万円の減額。

8款土木費2,325万1,000円の減額。

9款消防費586万3,000円の減額。

おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。

10款教育費3,945万9,000円の増額。

11款災害復旧費223万1,000円の減額。

13款予備費54万3,000円の増額。

以上、歳入歳出それぞれに、補正前の額に2億9,932万2,000円を増額し、歳入歳出それぞれを67億7,758万2,000円にしようとするものでございます。

続いて、右側6ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費の補正でございます。

追加する繰越明許事業は1点でございます。

7款商工費、2項観光費、自然公園管理事業、2,731万3,000円について繰越明許の設定をするものでございます。

続いてその下、第3表 地方債補正について説明を申し上げます。

起債の目的等については、町道証判前口線道路災害復旧工事であります。この変更として、限度額610万円を540万円に変更したいとするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

7ページ以降は、事項別明細書となっております。

説明については以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 承認第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

湯本議員。

○9番（湯本晃久君） 9番、湯本でございます。何点か質疑をさせていただきます。

事項別明細書12ページ、下のほう、地方交付税の特別交付税6,607万8,000円ですけれども、特別交付税ということで、何か特定のものに対しての交付ということでしょうか。その内容をお願いいたします。

続きまして、16ページ、下のほう、一般寄附金としてかなり大きな寄附を頂いたようでございますけれども、この寄附に関しては、何か寄附をしてくださった方からこういうことに使ってくれというお話はあったのでしょうかということをお願いいたします。

続きまして、歳出のほうに移りまして、28ページ、総務費、戸籍住民基本台帳費でクラウド系システムですとか、庁用器具類ということで、かなりの額が減額となっております。これについては、その行うべき事業が完了したのかどうかということと、その事業の減額の要因についてお願いいたします。

続きまして、44ページ、土木費の中の都市計画総務費なんですけれども、こちらで減額のほかに大きな財源変更、一般財源から特定財源その他への変更がかなりあるようでございます。この要因についてお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） それでは、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 湯本議員のご質問にお答えいたします。

歳入について、私のほうから2点続けて説明をさせていただきます。

初めに、予算書12ページの下段の特別交付税の増額に係るご質問でございますが、3月交付分の確定を受けまして、6,670万8,000円を増額し、12月の交付分と合わせますと、令和6年度は総額で1億6,670万8,000円の交付を受けるものでございます。増額の主な要因といたしましては、いわゆる特別交付税のルール分として除雪対策経費や地方バス経費、それから有害鳥獣対策経費が反映されたものと分析をしております。

また、予算ベースといたしましては6,670万円の増額となりましたが、決算ベースの特別交付税の交付額は昨年度と比較しますと800万円ほど減額となっておりますので、財政当局とこちらといたしましては、相対的にはほぼ同額程度の水準で交付がなされたものと受け止

めております。

また、16ページ下段の寄附金のご質問に関しても、私のほうからお答えをさせていただきます。

6年度中の期中にありました一般寄附の実績に応じまして補正額を計上させていただいたものでございます。寄附採納者のご意向に即しまして、その人は町側の裁量に委ねるとのことでございましたので、一旦は財政調整基金に積立てをさせていただいております。今後、必要な事業へ充当の上、大切に活用させていただきたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（宮崎謹一君） 住民課長。

〔住民課長 熊川一記君 登壇〕

○住民課長（熊川一記君） それでは、予算書28ページのご質問についてお答えいたします。

この件に関しましては、事業自体、納品自体は3月末をもって完了しております。当初予定していましたガバメントクラウド接続用の庁内サーバー機器及びネットワーク機器などになりますけれども、当初予算で計上していた機器類の仕様を当町の人口規模などにおけるデータ処理容量に合わせて見直し、さらにサーバー機器及びネットワーク機器を同時に調達することなどにより価格を抑えられたため、減額する内容のものとなっております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、湯本議員の質問にお答えします。

43ページ、44ページの件であります。まず、44ページの都市計画総務事業費の中の大きな減額の要因としましては、右側説明欄の都市計画整備事業の中の14、工事請負費の中で、109万3,000円が減額されておりますが、これにつきましては湯畑広場町有地整備の請負差額となっております。

それと、18番負担金、補助及び交付金についてですが、湯畑広場の町有地の整備に伴いまして、喫煙所の設置を予定しておりましたが、これが流れてしまったことによる皆減で100万円の減額となっております。

それと、もう一つ、43ページの財源についてですが、財源振替の理由なんです。当初一般財源で充当予定であった、よいとこ基金5,940万円と自動販売機電気料のマイナス2万8,000円ですね、合わせて5,937万2,000円に財源振替を一財のほうから特定財源のほうに行

っております。基金充当の増減理由につきましては、最終専決補正をもって事業費が確定したためとなります。3月補正要求時点では、バスターミナルの事業費が確定していなかったことによる専決での補正となります。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 16ページの一般寄附でございますけれども、999万9,000円ということでありまして、存目が1,000円のついでだったので、実際は1,000万円の寄附を頂いたということでありまして、本人は私のところに来て、別に公表しなくてもいいよと言ったんですが、正直言いますと、重田商事さんです。菅原さんは東殿塚で生まれ育って、私より1級下なんですけれども、そこで小さなところからスタートして、今は大変事業が好調という形の中で、すごい頑張った人だなというふうに思っております。そんなもんですから、故郷にという思いでいただいたんだと思います。そんなことで何に使っても構わないと。そして、これについて何か特別に条件をしてくれとか、町にこうしてくれとかというものは一切ないということで、お受けいたしました。

大変ありがたいお金でありますので、草津町の今の方向の中で使わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） ほかにありますか。

有坂議員。

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂です。

3点ほどお願いします。

まず、30ページ、社会福祉総務費の中の社会総務費事務費で18節草津町身体障害者の会の補助金が40万ほど減額になっていますが、これの事業の減額理由を教えてください。

続いて、40ページ、農林水産業費の林業水産業振興費の中で有害鳥獣対策事業費があります。その中、17節の機械器具費が220万円ほど減額になっていますが、これの詳細な説明をお願いします。

最後、42ページ、土木費の中で空き家対策事業があるんですが、これたしか、補正で増額したんですけれども、これ、決算に対する最終的な補正だと思うんですけれども、100万円

の減額の理由をお願いしたいと思います。

以上、3点お願いします。

○議長（宮崎謹一君） 福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 越前谷 学君 登壇〕

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、有坂議員のご質問にお答えいたします。

30ページの社会福祉総務費事業の中の18節負担金、補助及び交付金の草津町身体障害者の会補助金の減額についてでございます。

こちらにつきましては、社会福祉協議会の補助金の中に含まれているということで、こちらのほうをそっくり減額をさせていただいたことになります。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、総務課長、答弁願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 有坂議員の2点目のご質問にお答えいたします。

40ページの有害鳥獣対策事業の中で機械器具費の220万円の減額でございますが、当初予算で700万円の予算を措置いただきました猟友会のおりを運ぶときのダブルキャブと呼ばれる2トン車の車両の購入をいたしました。見積りの結果、480万円で購入ができましたので、不用額について220万円を減額したという内容でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） もう一つありますね。土木課長、答弁願います。

〔土木課長 佐藤俊之君 登壇〕

○土木課長（佐藤俊之君） 有坂議員のご質問にお答えします。

事項別明細書42ページ、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、18節負担金、補助及び交付金の中の空き家対策事業、空き家除去取壊し補助金100万円の減額となっております。

こちらに関しましては、当初予算350万円で計上させていただきました。今年度申し込みが5件ございました。その中で、3月補正で一度150万円の減額はさせていただきましたが、最終的にトータルで5件しか来なかったもので、残りの100万円分を減額とさせていただきました。

説明は以上です。お願いします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） 1点だけ質問させていただきます。

24ページの積立金についてなんですけれども、町有財産管理事業の中で、公共施設整備基金ということで積立金が用意されていますけれども、現在の積立残高とこれで予定しているような公共施設の整備事業というものはあるのでしょうか。その辺のところをちょっと答えていただきたいんですが。

○議長（宮崎謹一君） 総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 黒岩議員のご質問にお答えいたします。

24ページの公共施設整備基金、今回1億円の積立てをさせていただいております。実際には、専決補正の中では3億以上の財源が出ましたので、今回、町長査定の中で財政調整基金の積み戻し、それから、公共施設整備基金の1億、また教育基金のほうにも5,000万円ほど積立てをしました。

ご質問のこの1億につきましては、今回積んだことによりまして、年度末の見込みで6億をキープできるような積立額になってございます。最近一番大きいのは、クリーンセンター施設であるとか、老朽化施設への修繕費が非常にかさんでおりますので、こういった事業に充当するために今回は公共施設整備基金に1億円を積んだという内容のものでございます。

よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） はい、どうぞ。

○10番（黒岩 卓君） 例えば、クリーンセンターなんかもそういう対象になるんじゃないんですか。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 補正予算のタイミングによりまして、対象事業が、例えば今申し上げたクリーンセンターが上がってくれば、財源として財政調整基金を充当するか、公共施設整備基金を充当するかについては、町長の査定の中で、お考えの中で、判断をいただいているというものでございます。使途については公共施設の整備であれば充当ができるという内容の基金でございます。

よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 私から補足をいたします。

この剰余金といいますか、それについての処理の仕方なんですけれども、事務方と協議をして、今言ったような形の中で振り替えています。つまり、一定の金などが非常に大きくなると、交付税の算入、ルール上変わらないんですけれども、特別交付税とか、様々な面で裕福な町村に対して交付税というものが反映が違ってくる可能性がある。ですから、国に全部出さなきゃならないですから、そのときにあまり偏った積み方、財調に一遍全部積んでしまうということが、いろいろ国の見方、変わってきていますので、どうかなというもののの中で、この辺は正直言いまして町の財政のいろんな、総合的な判断の中で、いろんな部分に分けて積み立てているということをご理解していただきたいと思います。

事務方からどのように処理しますかということ聞いた中で、私になってから財政は劇的に変わっています。就任したときは、金はない、借金だらけ、それが今これだけの大事業を進めながらも様々なそういうものが積立てできるような財政仕組みに変わってきた。ですから一番皆様に評価していただいたのは、いただきたいのは、派手にまちづくりという、それから教育、福祉に多額の投資していますけれども、一番は財政改革をしてきたということ。をぜひともこれを評価をしていただければ幸いに思います。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） はい、どうぞ。

○10番（黒岩 卓君） ありがとうございました。

町長の言っている財政政策の一端がかいま見られたような気がして大変心強く感じています。

ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質問ございますか。質疑。

小林議員。

○6番（小林純一君） 24ページ、企画費の中でちょっとお伺いしたいんですけれども、備品購入費、機械器具費で628万5,000円の減額になっているんですけれども、この内容をもうちょっと細かく教えてください。

それと、もう1個。同じく企画、その下なんですけれども、群馬県移住支援金事業で180万円、それから地方就職支援金で12万円減額になっているんですけれども、これ、多分実績

に基づいて減額ということなんでしょうけれども、実際にどのくらいの数が使われたのかを教えてください。

お願いします。

○議長（宮崎謹一君） 企画創造課長、答弁願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、24ページですね、小林議員のご質問にお答えします。

まず初めに、情報化維持管理事業のうちの備品購入費628万5,000円の減額の内容につきましてですが、本年度、職員用の端末、パソコン140台を購入いたしました。その中で、共同調達による機器の調達の実勢価格との差異というか、減額分が422万円ございました。それと、購入したパソコンの構築による設定費ですね、これが140台分で206万5,000円ございまして、合わせて628万5,000円の減額となっております。

次に、その下の群馬県移住支援事業の実績についてですが、移住支援事業につきましては、今回6年度では2名、申請者がおりまして、120万円の支出をしております。300万円の予算から120万円を引きまして、180万円の減額ということになっております。

地方就労金支援事業におきましては、申請者はゼロということになっております。

よろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。承認第1号については原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、承認第1号については原案のとおり承認いたしました。

続いて、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

朗読と説明をお願いします。

〔住民課長 熊川一記君 登壇〕

○住民課長（熊川一記君） それでは、承認第2号について朗読し、ご説明いたします。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて。

別紙の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年6月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

処分理由、議会を招集する時間がないため。

1枚おめくりいただきますと、こちらが専決処分書となります。

内容は、令和6年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第5次）となります。

さらに1枚おめくりいただきますと、こちらが補正予算書となりますので、こちらで朗読いたします。

令和6年度草津町の国民健康保険特別会計補正予算（第5次）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億20万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ6億8,385万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

次ページの第1表 歳入歳出予算補正にて、歳入歳出、款ごとに補正額を申し上げます。

初めに、1ページの歳入ですけれども、1款国民健康保険税136万円の減額。

3款国庫支出金1,000円の減額。

4款県支出金9,098万円の減額。

7款繰入金1,726万9,000円の減額。

9款諸収入940万6,000円の増額。

続いて、2ページの歳出では、1款総務費47万8,000円の減額。

2款保険給付費1億322万円の減額。

5款保健事業費472万2,000円の減額。

8款諸支出金821万6,000円の増額。

以上、歳入歳出それぞれ1億20万4,000円を減額し、補正後の額を歳入歳出それぞれ6億8,385万9,000円とするものとなります。

次ページ以降は、予算に関する説明を付しております。

以上のとおり報告し、承認を求めることについて、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 説明は終わりました。

質疑ございませんか。

黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） 1ページの歳入のところで、諸収入の中の雑入というのがあるんですけれども、雑入というのは具体的にはどんなことなんでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 住民課長。

〔住民課長 熊川一記君 登壇〕

○住民課長（熊川一記君） それでは、ご質問の雑入についてですけれども、これにつきましては、令和5年度保険給付費等の交付金の返還金に対する公金振替に充てるための額となっております。この額が令和5年度の給付金の返還が翌年度発生いたしますので、この返還金に対応するための公金振替としての雑入として計上させていただいております。

ですから、内容としては、歳出を計上するための、充てる入りとして見る部分ということになってくるかと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

有坂議員。

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂です。

2点ほどお願いします。

事項別明細書で、9ページから12ページにかけての保険給付費のところなんですけれども、決算に向けての補正だと思うんですけれども、まず最初に9ページ、一般被保険者療養給付費の減額がかなり多く計上されています。この内容をお願いいたします。

あと次に、11ページから12ページで、出産育児一時金が250万円ほどの減額なんですけれども、これも実績によるものなのかどうかご説明をお願いいたします。

以上2点、お願いします。

○議長（宮崎謹一君） 住民課長。

〔住民課長 熊川一記君 登壇〕

○住民課長（熊川一記君） ご質問にお答えいたします。

初めに9ページ、一般被保険者療養給付費ですが、これにつきましては、当初予算からの決算に向けての実績値によるものですが、当初予算では約5億ほど見ておりますけれども、実際に、近年の3年平均からいきますと、およそ4億程度で推移しております。このことに関して、令和7年度ではこういったものを加味して、減額してきておるわけですが、被保険者数の減少などから、給付費も減少傾向にあるのではないかというふうに考えております。これに対しまして、高額療養費などは軒並み6,000万円程度で推移していますので、給付費の種類によっては若干の差異が出てくるかと思えます。

出産育児一時金につきましては、これは単に実績値となっております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。承認第2号については原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、承認第2号につきましては原案のとおり承認いたしました。

続いて、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

朗読と説明をお願いします。

福祉課長。

〔福祉課長 越前谷 学君 登壇〕

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、承認第3号につきまして朗読と説明を申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについて。

別紙の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年6月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

処分理由につきましては、議会を招集する時間がないためでございます。

1枚おめくりいただきますと、専決処分書がございます。

専決処分しようとする事項は、令和6年度草津町介護保険特別会計補正予算（第5次）でございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、令和6年度草津町介護保険特別会計補正予算（第5次）について説明をさせていただきます。

令和6年度草津町の介護保険特別会計補正予算（第5次）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,007万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億510万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

1枚おめくりいただきまして、1ページ、第1表 歳入歳出予算補正にて説明をさせていただきます。

初めに歳入です。

第3款国庫支出金692万9,000円の減額。

4款支払基金交付金880万1,000円の減額。

5款県支出金335万8,000円の減額。

7款繰入金1,096万6,000円の減額。

9款諸収入1万7,000円の減額。

続いて、2ページ、歳出です。

2款保険給付費3,021万6,000円の減額。

4款地域支援事業費14万5,000円の増額。

歳入歳出それぞれ3,007万1,000円を減額し、補正後の予算総額を6億510万3,000円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 説明が終わりました。

続いて、承認第3号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。承認第3号については原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、承認第3号については原案のとおり承認いたしました。

続いて、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

朗読と説明を願います。

住民課長。

〔住民課長 熊川一記君 登壇〕

○住民課長（熊川一記君） それでは、承認第4号について朗読し、ご説明いたします。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて。

別紙の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年6月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

処分理由、議会を招集する時間がないため。

1枚おめくりいただきますと、こちらが専決処分書となります。

内容は、令和6年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3次）となります。

さらに1枚おめくりいただきますと、補正予算書となりますので、こちらを朗読させていただきます。

令和6年度草津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ618万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億4,790万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

次ページの第1表 歳入歳出予算補正にて、歳入歳出款ごとに補正額を申し上げます。

1ページの歳入から申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料288万8,000円の減額。

3 款後期高齢者医療広域連合支出金28万円の減額。

4 款繰入金177万8,000円の減額。

6 款諸収入123万8,000円の減額。

続いて、2 ページの歳出では、2 款保健事業費142万1,000円の減額。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金で461万6,000円の減額。

4 款諸支出金14万7,000円の減額。

以上、歳入歳出それぞれ618万4,000円を減額し、補正後の額を歳入歳出それぞれ1億4,790万2,000円とするものです。

次ページ以降には予算に関する説明書を付しております。

以上のとおり、報告し、承認を求めることについて、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 説明は終わりました。

承認第4号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。承認第4号については原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、承認第4号については原案のとおり承認いたしました。

◎報告第1号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第1号 令和6年度草津町一般会計予算繰越明許費について、繰越計算書について報告をお願いします。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、報告第1号についてご報告を申し上げます。

報告第1号 令和6年度草津町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書について。

令和6年度草津町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきますと、令和6年度の繰越計算書をつけてございます。これにて説明をさせていただきます。

表の中の款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、庁舎等施設管理事業730万円、翌年度繰越額540万円、財源は一般財源であり、同額でございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、第7回草津町くらし応援商品券事業3,057万9,000円、翌年度繰越額1,357万9,000円、財源は一般財源であり、同額でございます。

同じく3款1項物価高騰重点支援給付金事業2,060万4,000円、翌年度繰越額は1,035万8,000円、未収入特定財源は国庫支出金で1,025万1,000円、一般財源で10万7,000円であります。

次に、7款商工費、2項観光費、自然公園管理事業2,731万3,000円、翌年度繰越金は同額で、未収入特定財源は国庫支出金で244万円、一般財源で2,487万3,000円であります。

以上、4つの事業の繰越計算合計は、翌年度繰越額5,665万円、既収入特定財源はゼロ、未収入特定財源では国庫支出金が1,269万1,000円、一般財源が4,395万9,000円となっております。

以上、ご報告申し上げます。

◎報告第2号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第2号 令和6年度草津町公共下水道事業特別会計予算繰越計算書について報告を願います。

上下水道課長。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 報告第2号について朗読と説明をさせていただきます。

報告第2号 令和6年度草津町公共下水道事業特別会計予算繰越計算書について。

令和6年度草津町公共下水道事業特別会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、令和6年度草津町公共下水道事業特別会計予算繰越計算書にて説明をさせていただきます。

1款公共下水道事業資本的支出、1項建設改良費、事業名、下水処理場再構築事業、予算計上額14億7,765万円、翌年度繰越額14億7,765万円、財源内訳ですが、国・県支出金7億8,552万5,000円、地方税6億9,210万円、損益勘定留保資金2万5,000円。繰越しの説明ですが、入札不落により業者決定までに不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったためでございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

◎報告第3号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第3号 令和6年度草津町公共下水道事業特別会計事故繰越計算書について報告願います。

上下水道課長。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 報告第3号について朗読と説明をさせていただきます。

報告第3号 令和6年度草津町公共下水道事業特別会計事故繰越計算書について。

令和6年度草津町公共下水道事業特別会計事故繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、令和6年度草津町公共下水道事業特別会計事故繰越計算書にて説明をさせていただきます。

1款公共下水道事業資本的支出、1項建設改良費、事業名、下水処理場再構築事業、予算計上額3億9,700万円、翌年度繰越額3億9,700万円、財源内訳ですが、国・県支出金2億1,835万円、地方税1億7,860万円、損益勘定留保資金5万円。繰越しの説明ですが、入札不落により、業者決定までに不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったためでございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

◎報告第4号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第4号 令和6年度草津町温泉温水供給事業会計予算繰越計算書について報告をお願いします。

温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第4号について朗読説明を申し上げます。

報告第4号 令和6年度草津町温泉温水供給事業会計予算繰越計算書について。

令和6年度草津町温泉温水供給事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりください。

令和6年度草津町温泉温水供給事業会計予算繰越計算書になります。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名ですが、伝統湯地蔵浴槽改修工事になります。予算計上額1,054万9,000円、翌年度繰越額633万9,000円、左の財源内訳ですが、過年度損益勘定留保資金を同額、充当をいたします。説明ですが、当初予定していた工事材料が確保できなかったこと及び防水工事を冬期間に行うことから乾燥に時間を要するためとなります。

以上、ご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎報告第5号の報告

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、報告第5号 令和6年度草津町千客万来事業会計予算繰越計算書について報告をお願いします。

企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 報告第5号について朗読と説明を申し上げます。

令和6年度草津町千客万来事業会計予算繰越計算書について。

令和6年度草津町千客万来事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、別紙をご覧ください。

令和6年度草津町千客万来事業会計予算繰越計算書になっております。

3つの事業について繰越しを行うものとなっております。

初めに、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、天狗山レストハウス建て替え工事分割2号におきまして、予算計上額2億5,600万円、支払義務発生額1億5,375万8,000円、翌年度繰越額1億224万2,000円。財源の内訳でございます。過年度損益勘定留保資金3,190万9,000円、国・県支出金7,033万3,000円。説明理由ですが、建設工事需要の増加に伴う作業員の不足、資材調達長納期化及び積雪による工期遅延のためとなっております。

2つ目、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、天狗山レストハウス建て替え工事分割第3号、予算計上額2億9,100万円、支払義務発生額1億2,931万6,000円、翌年度繰越額1億6,168万4,000円、財源内訳で、過年度損益勘定留保資金1億6,168万4,000円。説明ですが、資材調達及び製作加工を除き、施工に係る出来高がないためとなっております。

続きまして、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名が草津白根山系ジオラマ制作設置工事になります。予算計上額2,475万円、翌年度繰越額2,475万円、財源の内訳ですが、過年度損益勘定留保資金2,475万円。説明ですが、方針及び設計協議を進める中、令和7年3月時点で出来高精算可能な成果物がないためとなっております。

3つの事業の合計で、予算計上額5億7,175万円、支払義務発生額2億8,307万4,000円、翌年度繰越額が2億8,867万6,000円となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎報告第6号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第6号 令和6年度草津よいとこ元気基金の運用状況について報告をお願いします。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、報告第6号についてご報告を申し上げます。

令和6年度草津よいとこ元気基金の運用状況について。

草津よいとこ元気基金寄附条例（平成20年草津町条例第19号）第6条の規定により、令和6年度の運用状況を報告する。

令和7年6月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

記といたしまして、各適用条例の項目ごとに申し上げます。

基金への積立額の合計額といたしましては、11億661万834円、基金の管理は普通預金、年利0.1%でございます。基金の収益処理は利息として109万9,618円、基金の処分につきましては8億2,383万円でございます。基金の繰替運用等はありません。

続いて、第10条による基金の処分内訳でございます。

事業の区分、処分金額の順に申し上げます。

- 1、温泉、観光及び産業振興に関する事業で7億1,843万6,000円。
- 2、芸術、文化及びスポーツ振興に関する事業で3,210万円。
- 3、子育て支援、健康と福祉及び教育の充実に係る事業で4,390万円。
- 4、安心して過ごすことのできるまちづくりに係る事業で530万円。
- 5、その他目的達成のために町長が必要と認める事業で2,409万4,000円。

合計で8億2,383万円を処分いたしました。

以上、ご報告とさせていただきます。

◎報告第7号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第7号 温泉高度利用許可について報告をお願いします。
温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第7号について朗読説明を申し上げます。

報告第7号 温泉高度利用許可について。

草津町温泉使用条例第18条の規定により、次のとおり温泉の高度利用を許可したので、同条第4項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所・氏名です。

東京都港区港南2丁目26番5号、楽天信託株式会社、代表取締役、柴垣宏行。

業種、宿泊業。

源泉名、万代。

浴槽面積、8.01平方メートル、増加面積、2.97平方メートル。

給湯量、15リットル毎分。

施設名ですが、R S V草津。

内容ですが、浴槽拡張のためとなります。

以上、報告とさせていただきます。お願いします。

◎議事予定の決定

○議長（宮崎謹一君）　続きまして、議事予定の決定を行います。

お諮りします。５月21日開催の議会運営委員会で協議した結果、別紙議事予定案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君）　異議なしと認めます。

よって、議事予定については、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（宮崎謹一君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

最終日までの間、担当委員会における議案等の審査につきまして、よろしく願いをいたします。

これをもちまして閉議、散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会　午前11時55分

令和 7 年 6 月 6 日（金曜日）

（ 第 2 号 ）

令和7年第3回草津町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和7年6月6日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 開 議
- 第 2 議事日程の報告
- 第 3 付託議案にかかる委員長報告
総務観光常任委員長・民教土木常任委員長
温泉温水対策特別委員長
- 第 4 議案第1号 質疑・討論・採決
- 第 5 議案第2号 質疑・討論・採決
- 第 6 議案第3号 質疑・討論・採決
- 第 7 議案第4号 質疑・討論・採決
- 第 8 議案第5号及び議案第6号 質疑・討論・採決
- 第 9 議員派遣の件
- 第10 付託議案外にかかる委員長報告
総務観光常任委員長・民教土木常任委員長
議会運営委員長・温泉温水対策特別委員長
- 第11 一般質問
- 第12 閉 議
- 第13 閉 会

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	直 井 新 吾 君	2 番	安 齋 努 君
3 番	有 坂 太 宏 君	4 番	市 川 祥 史 君
5 番	安 井 尚 弘 君	6 番	小 林 純 一 君

7 番 金 丸 勝 利 君
9 番 湯 本 晃 久 君
1 1 番 宮 崎 謹 一 君

8 番 上 坂 国 由 君
1 0 番 黒 岩 卓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 黒 岩 信 忠 君
教 育 長 富 澤 勝 一 君
企画創造課長 田 中 浩 君
税 務 課 長 堀 田 高 史 君
健康推進課長 和 田 修 君
土 木 課 長 佐 藤 俊 之 君
会 計 管 理 者 一 場 礼 子 君
こどもみらい
課 長 高 井 洋 一 君
教 育 委 員 会 長
教 事 務 局 長 白 鳥 正 和 君
総 務 課 主 査 今 平 一 真 君

副 町 長 福 田 隆 次 君
愛 町 部 長 川 島 和 武 君
総 務 課 長 石 坂 恒 久 君
住 民 課 長 熊 川 一 記 君
観 光 課 長 宮 崎 健 司 君
福 祉 課 長 越前谷 学 君
生活環境課長 宮 崎 雄 一 君
上下水道課長 岡 田 薫 君
温 泉 課 長 関 亘 君
ベルツこども
園 長 橋 爪 保 君

事務局職員出席者

議会事務局長 萩 原 健 司
議会事務局長
代 理 中 澤 一 夫

議 会 書 記 新 田 美 幸

◎開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

3日間にわたる連日の委員会、大変お疲れさまでございました。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案にかかる委員長報告をお願いします。

初めに、総務観光常任委員長、委員長報告をお願いします。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） おはようございます。

それでは、総務観光常任委員会の委員長報告をいたします。

令和7年第3回議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案につきまして、慎重審議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第1号 令和7年度草津町一般会計補正予算（第3次）（担当項目）。

一般会計補正予算（第3次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において、2,903万円を増額するものであります。

歳入では、15款国庫補助金のうち、総務管理費補助金において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、2,513万4,000円を増額、21款諸収入において、コミュニティ助成事業関連の総務費雑入として、389万6,000円を増額しようとするものであります。

歳出では、当委員会の担当項目といたしまして、3,770万円を減額しようとするものであります。

主な内容といたしましては、4月1日付の人事異動等に伴う一般管理費における6,800万円の減額補正のほか、1款議会費で、議員用の防災着などの購入として61万6,000円を増額、2款総務費では、コミュニティ助成事業の関係で389万6,000円を増額、8款土木費、都市計

画整備事業の修繕料として237万6,000円の増額、9款消防費として、草津白根火山対策事業における避難誘導員に係る負担金として83万8,000円の増額などであります。

委員からは、地域コミュニティ事業における街路灯の交換事業に関して、滝下通りの再整備構想による照明計画と重ならないか、また、町民やお客様ののためにも街灯を含め、町内の小径整備に関しては、安全安心対策としても積極的に進めていくべきではないかなどの質問が出されました。

町長からは、小径整備に関しては、まちづくりは景色づくりであるというコンセプトから見ても重要な視点であり、各地域から要望があれば応えていきたいという旨の説明がありました。

そのほか、草津白根山火山対策事業に関連して、白根山の中央登山道の限定的再開の実施見込みなどについて質問がなされ、当局からは避難誘導員の研修を行うほか、気象庁や火山専門家による分析結果を基に今後、準備を進めて行くとの説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第3号 令和7年度草津町千客万来事業会計補正予算（第1次）。

令和7年度草津町千客万来事業会計補正予算（第1次）のうち千客万来事業費用において、330万円を増額し、総額を3億4,179万1,000円とするものでございます。

主な内容といたしまして、1項営業費用、1目指定管理事業において、殺生クワッド支柱の非破壊検査等で330万円を増額補正するものです。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第4号 財産の取得について。

本議案は、令和7年度町単事業、消防ポンプ自動車購入事業として、第6分団に配備している消防ポンプ自動車1台を新規に更新するため、地方自治法及び町条例の規定に基づき、財産の取得をしようとするものであります。

当局からは、前口区域を管轄する第6分団のポンプ車が購入から27年が経過し不具合が生じているため、この改善として新規に購入し、防災機能を高めたいという説明がありました。

委員からは、購入予定のポンプ自動車の冬対策に係る質問や、納入期限などに関する質問がなされました。

当局からは契約上は年度内の納入期限としているが、年内を目途に可能な限り早い段階で更新したい旨の説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る総務観光常任委員会委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、民教土木常任委員長、委員長報告をお願いします。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） それでは、民教土木常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

当委員会に付託されました議案について、去る6月4日に慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第1号 令和7年度草津町一般会計補正予算（第3次）（担当項目）であります。

令和7年度草津町一般会計補正予算（第3次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入予算の補正はなく、歳出予算の補正のみであります。

総額で6,673万円を増額補正しようとするものであります。

歳出の担当項目における各款補正予算の主な内容といたしましては、各款項の人事異動などに伴う人件費の補正のほかに、民生費では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源に、昨年度支給した調整給付額に不足が生じた方を対象に追加給付を行うため、2,513万4,000円の増額。衛生費では、清掃総務費において、ごみ処理に係る調査業務として550万円の増額。土木費では、町道管理事業において、土木課職員の除雪機械運転免許資格取得費用として31万2,000円の増額、土木作業車整備事業において、除雪車両の修繕料として520万円の増額となります。

委員からは、ごみ処理に係る調査業務の内容などについて質問があり、町当局から詳細な説明がなされました。

また、除雪車修繕料についても質問があり、町当局から詳細な説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案にかかる委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、温泉温水対策特別委員長、委員長報告をお願いします。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） おはようございます。

温泉温水対策特別委員会委員長報告をさせていただきます。

開催日時は、令和7年6月5日午前10時より、草津町役場第一委員会室にて、担当委員6名、傍聴議員5名にて行いました。

令和7年第3回草津町議会定例会において、当委員会に付託されました議案につきまして、

審議をいたしましたので、その結果をご報告させていただきます。

議案第2号 草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第1次）。

本議案は、令和7年度草津町温泉温水供給事業会計における補正予算でございます。

資本的支出、建設改良費、改良工事費において、西の河原露天風呂で使用している万代源泉と青葉鉱泉の流量を第一配湯所にデータ送信しているテレメータ設備の移設更新により、250万円を増額し、総額を2億5,357万6,000円にしようとするものであります。

委員から、テレメータについての具体的な内容などについて質問がなされ、当局から説明がございました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

次に、議案第5号 温泉引用許可について。

本議案は、大和会館を所有していた株式会社アイビーサポート、代表取締役、黒岩達夫氏から、株式会社ビー・シー・エル、代表取締役、伊藤静香氏への移転に伴うもので、旧所有者が給湯を開始した日から起算して連続5年以上経過していないことから、第4条の規定による新規での温泉引用許可を受けようとするもので、当該施設に引用許可がなされている万代源泉毎分10リットルに対しての温泉引用許可申請がなされたものであります。

委員からは、営業形態などについての質問があり、当局より説明がございました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

次に、議案第6号 温泉引用者移転許可について。

本議案は、佐藤恒雄氏から、株式会社重田リゾート開発代表取締役、菅原清氏への譲渡に伴い、当該施設に温泉引用許可がなされている万代源泉、毎分14リットルに対して、温泉引用者移転許可申請がなされたものでございます。

委員からは、今後の利用方法などについて質問、また要望がございました。当局より説明がございました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案にかかる委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で付託議案に係る委員長報告を終わります。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 初めに、議案第1号について質疑を行います。

議案第1号について質疑はございませんか。

黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） それでは、2点ほど質問させていただきます。

13ページの清掃費のところなんですけれども、説明書の中でごみ処理に係る調査業務とあるんですけれども、具体的にはどんなことなんでしょうか。1点目はそれですね。

2点目なんですけれども、15ページの土木費のところなんですけれども、土木作業車整備事業のところ520万という整備事業なんですけれども、ちょっと金額が大きいものですから、どんな内容なのかということを教えてください。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 2点ですね。

最初の質問につきましては、生活環境課長。

〔生活環境課長 宮崎雄一君 登壇〕

○生活環境課長（宮崎雄一君） それでは、黒岩議員の質問にお答えいたします。

当町におけるごみ処理行政に関しては、現有施設の老朽化、吾妻環境施設組合で進めている新ごみ処理施設の建設、これに関連したごみ分別の細分化への取組など、複数の課題を抱えております。また、昨年度は年間入り込み客数が400万人を超え、ごみの排出量も増えていくことが予想されます。

これらを踏まえ、将来を見据えて、町民及び事業者の皆さんに対して意識調査と啓発を兼ねたアンケート調査を行いたいと計画いたしました。

アンケートの対象としては、ごみ処理行政の意識啓発を兼ねておりますので、町民対象では全世帯の約3,600世帯、事業者では、商工会、旅館協同組合、飲食店組合に加盟している約200事業所を考えております。

アンケート内容としては、町民の皆様には分別の協力への移行、仮に家庭内での食物残渣などの生ごみを処理するような場合に、補助事業があれば機械器具を購入する意向があるかなど。また、事業者の皆様には、今後の回収などを考えたときに、分別の協力が増えた場合の対応、回収荷姿の希望などを把握したいと思います。

また、資源化について、機械器具等の補助事業の活用などをアンケートしたいと考えております。

アンケートの調査回収については、紙ベースでの回収、また、電子での回答を想定してお

ります。

以上になります。よろしいでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 1点目についてよろしいですか。

どうぞ。

○10番（黒岩 卓君） 1点目について、再質問したいと思います。

調査業務なんですけれども、調査業務はどこか委託するんですか。それとも自分でやるんですか、その辺のところを。それに対してどのぐらいの費用が、アンケートに関してトータルで550万という予算なので、その辺の内訳がもし分かったら教えてください。

○議長（宮崎謹一君） 生活環境課長。

〔生活環境課長 宮崎雄一君 登壇〕

○生活環境課長（宮崎雄一君） 事業に関しては委託を考えております。

委託事業者については、昨今、自治体が行うサステナビリティの分野で、推進として複数の民間企業と勉強会を実施しております。ここに関わる事業者において、これまでの勉強会を進めていく上での当町のごみ問題、あるいは課題についての認識を深めている企業もいますので、こうした民間事業者を通じてアンケートに専門的な見地を持った企業を選定したいと考えております。

費用の内訳といたしましては、全世帯、3,600世帯プラス200事業所、3,800の客体を対象と考えております。

内容といたしましては、郵送料で約92万円、回收集計作業で216万円、アンケート設問設計で約30万円、調査分析で約64万円、ごみ処理にかかるコスト調査で約62万円、報告書作成として約62万円、また、一般経費として約24万円となっております。

よろしいでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 1点目はよろしいですか。

○10番（黒岩 卓君） はい。

○議長（宮崎謹一君） 2点目について、土木課長。

〔土木課長 佐藤俊之君 登壇〕

○土木課長（佐藤俊之君） それでは、黒岩議員のご質問にご説明させていただきます。

補正予算書14ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費、18節負担金、補助及び交付金、道路除雪整備事業修繕料におきまして、520万円の増額をさせていただこうとするものでございます。

こちらの修理内容につきましてご質問がございましたので、内容についてですが、除雪車両工具の右と左のタイヤをつないでいるデフケース一式の交換作業となります。除雪作業中にそのデフケースが欠けてしまいまして、その部分について専門業者に保守方法について何度も検討していただきましたが、製品丸ごと交換しないと作業が今後できなくなるという回答でしたので、今回高額となりましたが、この補修費を計上させていただきました。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○10番（黒岩 卓君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

市川議員。

○4番（市川祥史君） 4番、市川でございます。

黒岩議員と重なるんですけれども、13ページの清掃総務費事務費の調査なんですけれども、対象が町民3,600世帯、事業者200ということなんですけど、その事業者の内訳で、商工会、旅館組合、飲食店組合ということなんですけれども、ここから漏れているといたしますか、入っていないところもあると思います。今後そちらのほうが重要になってくるかと思うんですけれども、こちらはいかがなんでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 1点よろしいですか。

○4番（市川祥史君） その1点で。

○議長（宮崎謹一君） 生活環境課長。

〔生活環境課長 宮崎雄一君 登壇〕

○生活環境課長（宮崎雄一君） ただいまの市川議員の質問にお答えいたします。

まずは、商工会等の事業者を中心に考えて、またそこから抜けているものについては、これから検討対象になると思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○4番（市川祥史君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第1号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第2号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第2号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第3号について質疑を行います。

有坂議員。

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂です。

先ほど委員長報告の中で、今回の補正予算が計上した理由として、殺生クワッド支柱の非破壊検査ということで330万円の計上がなされているんですが、これは検査対象は全本数なんですか。それとも一部本数なのか、そのところの説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） 企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 有坂議員のご質問にお答えします。

殺生クワッドリフトの非破壊検査の調査対象ということですが、当該物件なんですが、昭和61年から38年間経過をしております、今回対象となる支柱は2本、14号支柱と22号支柱の2本を調査して、目視ですとか、溶接部の磁粉探傷調査、超音波による肉厚等内面調査などをして状況を把握するような調査になっております。

よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 補足しますけれども、私のほうから非破壊検査するようにと指示を出しました。

これがどういう結果になるかを見て、殺生クワッドを今後どうするかを考えなければならない。

それともう一つ、支柱は大丈夫だという結論が出たら、今度はそれを動かすためのいろんな電気設備等々でざっと見積りが1億7,000万というものが来ているんですけれども、それをやるかやらないかということ。やらなきゃならないと思うんですが、2社に今その見積りを出すように指示してあります。

やはり年数もたっておりますので、一番いいのは取り壊してやり直せばいいんでしょうけれども、とてつもなくお金がかかってきます。そういう中、ただ安全は担保しなきゃならない。だからこそ、非破壊検査でまずやってみると。

私が町長になって、やはりすぐ進めたのがゴンドラの非破壊検査を行いました。その理由は、ゴンドラに乗っていますと、支柱が真っ赤だったんですね。支柱塗ってないんですよ。塗る金がなかった。それと、お客様がその支柱を見ると怖くなると思うんです、真っ赤に染まって。そういう意味もあって非破壊検査をしたら、内部はさびていないというか、問題がないという結論が出たので、金がなかったんですけれども、そのときは支柱のペイントのし直しをしました。

ですから、今回の非破壊検査のあれを見て、何か、大変思った以上に老朽化が進んでいるということになると、抜本的に何か考えなきゃならないかもしれないと。そういう意味の調査ということで理解をしていただきたいと思います。

○3番（有坂太宏君） 議長、いいですか。

○議長（宮崎謹一君） どうぞ。

○3番（有坂太宏君） 今の町長の説明の中で、1億7,000万電気系統の。それは電気系統の

更新だけで1億7,000万ということなんですか。架け替えじゃなくて、電気のみですか。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 架け替えすれば数十億です。

つまり今あるやつが物理的に安全だという理論が出たら、これは今度は回す仕組みがあるわけですね。それで電気系統も昔のままです。そういう意味で更新しないと壊れると部品がないとか、そういう問題が出てきます。

話が飛んじゃうんですけれども、第4リフトが同じことがあります。そして第4リフトを架け替るか否かの判断をしなくてはならない。そのときに、じゃ架け替えようと今から手続進めても、今年の冬はともかく、その次のシーズンにその架け替えができるかといったら、かなり今難しい状態なんですね。

だから、そういうふうにスパンが空くならば850万だったかな。それは金かけて電気系統直そうと。第4リフト時々止まるんですけれども、何とかしのいで動かしているという状態なので、第4リフトについては、電気系統870万をかけて取り替えるということで、有坂議員質問の殺生クワッドの1億7,000万前後のそのものは、単なる部品といいますか、その交換で建て替えという、そういうものではありません。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○3番（有坂太宏君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 質疑ないようですので、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第3号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第４号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第４号について質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第４号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第４号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第５号及び議案第６号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第５号及び議案第６号について一括質疑を行います。

議案第５号、６号質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 質疑がございませんようなので、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、２つありますので、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第５号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第５号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第６号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付の今後予定されている議員活動でございますが、どれも重要な会議、議会活動であります。各自確認をいただき、出席方についてよろしくお願いをいたします。

お諮りします。議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付の一覧表のとおり、会議や諸行事等に議員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議ある。

3番、有坂議員。

○3番（有坂太宏君） 曜日がちょっと違うような気がするんですが、8月2日の温泉感謝祭、土曜日じゃないですか。

すみません、細かいことで申し訳ないです。

○議長（宮崎謹一君） 失礼いたしました。

曜日の違いです。指摘ありがとうございました。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付の一覧表のとおり、会議や諸行事等に議員を派遣することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

◎付託議案外にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案外にかかる委員長報告を願います。

ない場合には、その席でなしと答えてください。

初めに、総務観光常任委員長、付託議案外にかかる委員長報告がありましたらお願いします。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、付託議案外にかかる総務観光常任委員会委員長報告をいたします。

その他の事項についてということで、草津町業務継続計画について。

当局より、国及び県と同様に、災害対応に万全を期するために必要な手順書となる草津町業務継続計画を策定した旨の報告を受けました。

この計画は、災害対策基本法に基づき策定している草津町地域防災計画などを補完する役割として機能させるものであり、災害発生時に、必要な資源に制約がある状況下であっても、非常時の優先業務を実施できるよう職員に向けた手順を示したものであるとの報告を受けました。

次に、第3期草津町まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」について。

当局より、まち・ひと・しごと創生法に基づき、第3期の総合戦略の策定をした旨の報告を受けました。

策定に当たっては、第2期計画の評価を行いつつ、基本目標における今後の具体施策の見直しと新たな設定を行ったとのことで、次期改訂までの期間、目標に掲げた具体的な取組について、官民一体となって地域の活性化を図っていくとの説明がありました。

委員からは、今後の将来人口推計に関して、外国人の流入増加を考慮したときに、その対応のために要するインフラ整備等にかかる費用などに関して、いかにして新しい財源を確保していくかなどの検討を行うべきではないかとの意見が出されました。

次、都市計画マスタープランについて。

当局より、都市計画法に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針を示した、都市計画マスタープランを策定した旨の報告を受けました。

この計画は、群馬県が広域的な観点から都市計画の方針を定めた群馬県都市計画区域マスタープランと、草津町の上位計画となる草津町行政指針や、第3期人口ビジョン・総合戦略などに即して連携を図りながら定めたものであり、都市計画区域を有する27の全ての市町村が策定完了となり、今後、広域的なまちづくりが進められていくとの説明でありました。

次に、都市計画道路の見直しについて。

令和2年度から進めてきた都市計画道路の見直しについて、2路線について法的手続が終了し、令和7年5月2日の告示をもって完了となったことについて、当局より資料を用いて報告がなされました。

次に、令和6年度草津温泉スキー場入場者数について。

当局より、2025年シーズン（令和6年度）の草津温泉スキー場における入場者数の推移について説明がなされ、2025年シーズン（令和6年度）は、前年より13%増加の13万3,942人と大変良好な結果となった旨の報告を受けました。

次、インバウンド事業に関する考え方について。

町長より、「インバウンド事業に対する考え方について、町としては自然体的な考えを軸として穏やかに伸びていけばいいという方針である」との考え方が示され、議員からの意見を求められました。

関係委員からそれぞれの意見が出され、全国の多くの観光地がインバウンドを積極的に進めなくてはならない事情を抱えている現状や、国際的な傾向を注視していくべきとの意見が出されるなど、非常に活発な意見を交換されました。

全体的には、「国内のお客様を大切にしてきた草津町の取組を今後も維持することで、必然的に外国人のお客様からも評価が上がり、入り込みも増えていくのではないか」という意見が多く、委員からなされ、町長の方針である自然体の構えに賛同する意見でまとまりました。

以上、付託議案外にかかる総務観光常任委員会委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、民教土木常任委員長、付託議案外の委員長報告をお願いします。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） それでは、民教土木常任委員会、付託議案外にかかる委員長報告を行います。

初めに、第3期草津町教育振興基本計画、第3期草津町子ども・子育て支援事業計画について、町当局から、計画策定が完成したとのことで冊子の配付がなされました。

2つ目、第2次草津町自殺対策計画について。

町当局から、計画策定が完了したとのことで冊子の配付がなされました。

そのほかの事項について。

委員から、5月31日、上毛新聞掲載の水道事業5圏域集約についての質問がなされ、町当局より、昨年からの会議内容や吾妻圏域の現状などの説明がありました。

また、吾妻郡内の広域化は本格的な協議になっていないため、どのように進むか、まだ分からない状況であるとのことでした。

以上、付託議案外にかかる委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議会運営委員長、付託議案外にかかる委員長報告がありましたら、報告願います。

○議会運営委員長（湯本晃久君） 報告ございません。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、温泉温水対策特別委員長、報告願います。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） それでは、温泉温水対策特別委員会、付託議案外にかかる委員長報告をさせていただきます。

温泉許可に対する指針について。

当局より、温泉許可に対する指針について、また、ホームページ等に出したい旨説明がございました。

各委員より意見が出されましたが、草津町の町づくり及び温泉行政全般を鑑み、大変よいことであり、ぜひ公表していただくようお願いをいたしました。

以上、付託議案外にかかる委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて一般質問になりますが、ここで15分ほどの休憩をいたします。

11時から再開の予定です。よろしくお願いします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時59分

○議長（宮崎謹一君） 休憩を閉じて再開いたします。

◎一般質問

○議長（宮崎謹一君） それでは、一般質問を行います。

◇ 小 林 純 一 君

○議長（宮崎謹一君） 初めに、6番、小林純一議員。

〔6番 小林純一君 登壇〕

○6番（小林純一君） 6番、小林純一です。

オストメイト対応トイレの設置推進に関して、質問させていただきます。

誰もが安心して暮らせるまちづくりの一環として、特に障害をお持ちの方、とりわけ人工肛門、人工膀胱を造設された、いわゆるオストメイトの方々が安心して外出できるよう、オストメイト対応トイレの設置推進について質問させていただきます。

医療の進歩により、人工肛門や人工膀胱を造設された方が社会生活を送ることは珍しいことではなくなりました。しかしながら、オストメイトの方々が外出する際に最も懸念されることのひとつが、安心して利用できるトイレの確保であります。通常の多目的トイレでは、排せつ物の処理や装具の交換に十分な設備が備わっていない場合が多く、外出そのものをためらう要因となっています。

現在、鉄道の駅構内や高速道路のパーキングエリアをはじめ、民間でもデパートやショッピングセンター等、急速に設置が進んでおります。設置に対し助成する地方公共団体も出てきております。

草津町は、日本有数の温泉地として、国内外から多くの観光客を迎え入れています。また、住民にとっても暮らしやすい町を目指していることと存じます。しかし、オストメイトの方々が安心して町を訪れ、生活するためには、専用の設備が整ったトイレの存在が不可欠であると考え、本件を質問するに至りました。

現在、一部の施設にはオストメイト対応の多目的トイレが設置されておりますが、必要十分に整備されているとは言えない状況であると認識しております。オストメイト対応設備として求められる、温水対応の洗浄機能付き便器、汚物流し、手洗い場、荷物置場、鏡などが設置されている施設は、民間の施設を含めても限られているのではないのでしょうか。

また、オストメイト対応トイレが設置されていることを知らない方も多いと思われます。実際、私も草津温泉は有名な温泉観光地なのに、オストメイト対応トイレは設置されていないのかと質問されたこともあります。

インターネットで検索してみましたが、群馬県のウェブサイトの内部に一覧として見つけることはできましたが、より多くの利用者が閲覧すると思われる全国のオストメイト対応トイレ設置場所検索サイトには、長野原や六合地区の施設は掲載されておりましたが、草津町の施設は掲載されておりました。安心して草津温泉に観光に来ていただくためには、設置するだけでなく、設置してあることを積極的に発信することが必要と思います。

そこで、今後の草津町におけるオストメイト対応トイレの設置推進に関して、以下の3点について伺います。

1つ、公共施設への積極的な設置推進。

草津町が管理する公共施設、例えば役場庁舎、公民館、図書館、体育館などの改修や新設の際には、積極的にオストメイト対応トイレの設置を検討していただき、また、既存の多目的トイレについても、改修の機会にはオストメイト対応設備を追加することを検討いただきたいと思います。町としてのお考えをお聞かせ下さい。

2つ目、観光施設、商業施設への設置促進策の検討。

草津町の主要な観光施設や、多くの人が利用する商業施設に対しても、オストメイト対応トイレの設置を促進するよう、町として働きかけを行っていただきたいと思います。

設置費用の一部補助や、情報提供、啓発活動などを通じて、施設管理者にご理解とご協力を求めることが有効であると考えますが、町としてのお考えをお聞かせ下さい。

3点目、多目的トイレやオストメイト対応トイレの情報提供の充実。

多目的トイレや、オストメイト対応トイレについて、その場所や設備の詳細を、町のホームページや観光パンフレット、スマートフォンアプリなどで積極的に情報発信することも必要と思います。

これにより、障害をお持ちの方々が安心して草津町を訪れ、町内を観光できるようになると思いますが、町としてのお考えをお聞かせ下さい。

オストメイト対応トイレの設置は、一部の特別な方々のためだけのものではなく、誰もが安心して社会参加できる環境を整えるための、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの一環であると私は考えます。

草津町が、住民にとって、そして訪れる方々にとっても、真に誰もが安心して暮らせる町となるよう、本件について執行部の前向きなご検討と、具体的な取組の推進を強く要望し、私の質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 答弁は、町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、一般質問にお答えいたします。

オストメイト対応のトイレの設置に関する内容であります。ご承知のとおり、私はこれまで「福祉と観光のまちづくり」を政策の理念として各種の政策を進めてまいりました。

特に、私は全国の観光地を評価するとき、その土地のトイレを見ればその土地のレベルが分かるといっても過言ではないと考えており、これまでに湯畑湯路広場や西の河原公園、スキー場や温泉門など、各地に日本一とも言えるきれいなトイレを設置してまいりました。な

おかつ、それらのトイレには多目的機能を設け、障害を持った方やハンディのある方々が快適に利用できるように努めてまいりました。

その上で、公共施設への積極的な設置の促進に関してのご質問にお答えいたしますが、現在、群馬県の公式ホームページ上で公表されているオストメイト対応トイレの設置状況によると、県内各地に設置されているオストメイト対応トイレ総数は316か所となっています。このうち、草津町については、迎え入れるお客様への対応として、草津温泉の玄関口となる道の駅とバスターミナルの2か所を選定して対応しております。

バスターミナル内では朝6時から夜9時まで利用可となっており、そして運動茶屋公園の道の駅においては、24時間利用可能な状態となっています。

質問の情報提供という点に関して、群馬県健康福祉部障害政策課との連携によって、群馬県ホームページでの公表及び群馬県統合型地理情報システム（マッピングぐんま）への登録によって発信しており、これまで、町に対して情報不足している等の問合せは入っておりません。しかしながら必要に応じて町公式ホームページ等でも周知できるよう検討いたします。

また、商業施設に対して、オストメイト対応トイレの設置を促進するよう働きかけ、設置費用の一部補助などを考えてほしいとの要望ではありますが、商業施設における設置の促進に関しては、事業所ごとの取組によるものと認識しております。

いずれにいたしましても、私は、福祉と観光の両立と町づくりを掲げておりますので、様々な面で、その方向に向けて進んでまいりたいと思っております。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○6番（小林純一君） はい。

◇ 有 坂 太 宏 君

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、一般質問、3番、有坂太宏議員。

〔3番 有坂太宏君 登壇〕

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂太宏です。

今回は、高齢者福祉通年パスの発行についてということでお伺いいたします。

町長は、日頃より「観光と福祉のまちづくり」に、ご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

今現在、高齢者運転免許証の自主返納者に対する事業を、平成31年度より実施していただいています。現在までにこの制度を利用した町民の方は約170人に上ります。

返納者に対しては、町は現在、1万1,000円分のバス回数券か、感謝券の配布を行っています。感謝券の有効期限は1年半、バス回数券は特に有効期限を設けていないようですが、1週間に一度買物に出かけ、巡回バスを回数券で利用すると50日分しかない計算となります。

先日、町民の方から、東京や都心で配布しているバスのパスの発行はできないものか、車を手放したので行動するにも、今の物価高騰で年金暮らしだから100円でも生活に影響が出ているとのご意見を伺いました。

免許証返納者だけではなく、70歳以上全ての高齢者に対し、福祉の面においてシルバーパスの発行を求めたいと思います。

例えば、さきに例を挙げた東京都では、70歳以上の高齢者にシルバーパスを発行しています。これは都営バスと都営地下鉄、都電等が利用できるものとなっています。住民税非課税世帯、または所得が135万円以下の場合は年間1,000円、それ以上の場合は20,510円で販売しているとのことで、1年間の有効期限となっています。

草津町で買物や通院ででかけるとして計算しますと週2回、年間最低2万円かかる計算となります。福祉の面で考えますと、最低限の生活保障のためにも、シルバーパスの発行をしてもよいと考えます。町内で暮らす全ての高齢者に対し、平等に巡回バスの利用を与えていただきたいと思います。

町長のお考えをお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、有坂議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

質問は、70歳以上の全ての町民が、町内巡回バスを通年利用することができるシルバーパスの発行を求めるものとのことであります。

団塊の世代が75歳を迎え、ますます高齢化が進む中、当町においても高齢者が安全に、そして安価に地域の交通機関を利用できる環境整備として、移動支援や外出促進などの課題につきまして、より強化して取り組む分野であるものと認識しております。

ご承知のとおり、当町では町内巡回バス事業を独自事業として平成12年より実施しております。

運営委託費に関して申し上げますと、令和7年度においては約3,800万円の予算措置をしていますが、開始当初からこれまでの25年間、ワンコイン100円という低廉な料金を改定す

ることなく、町民そして高齢者の移動手段を支えるために、継続して事業運営をしているものであります。

このほかにも、高齢者の移動手段においては、一定条件により利用可能な福祉有償運送や、社会福祉協議会による70歳以上の独り暮らし、または75歳以上の二人暮らしで買物にお困りの方を対象とした「買い物支援バス」の運行をしており、さらに障害者に対するタクシー券の配布など、高齢者や障害者にとって利便性の高い事業についても並行して運用しております。

質問の中で例示いただいた東京都のシルバーパスに関しましては、人口密度が高い上に、多様な公共機関が充実する都市部において効果的な制度であるものと考えております。

今後の対応につきましては、草津町の地域性などを考慮しつつ、まずは草津町にお住まいの高齢者の方々がどのようなニーズを持っているかの、きめ細かく情報を収集をしてみたいと思っております。

その上で、シルバーパスの件を含め、寄り添った高齢者への移動手段の支援策などを検討をして、「ぐるりんパス」や高齢者へのタクシー券助成事業など、先進自治体の例を参考に、今後高齢者の利用率など実態調査をし、研究をしていきたいと考えております。

質問に対しまして、高齢者福祉の関係につきましては、これまでの間、私は一貫して福祉と観光に重点を置いた施策を行ってまいりました。

草津町のオリジナルである事業としてありますが、ひとり暮らしの高齢者配食事業や高齢者サロンとしての支援、さらに、昨年度は、高齢者サロン活動用の机や椅子の更新についての支援も行いました。大変多くの方々から感謝の言葉をいただいております。

今後も、安全で安心な環境の中で、高齢者の方々が生き生きと暮らしていけるまちづくりを進めていきたいと考えております。

そういう中で、指摘の年齢の方々が、年間どのくらいのニーズとして利用しているのかを把握するように、事務方には指示をしております。そういうものを勘案しながら、再度できるものであるか否か、検討してみたいと思います。

ただ、ぜひご理解いただきたいのは、草津町の子供の皆さん、そして高齢者の皆さんに対して、私は、どこよりも進んだ様々な対策、予算措置をしてきた自負心を持っております。

そういう中で、指摘されるようなものが、再度財政上可能か否かも含めまして、物事を考えていきたいと思います。

今まで取ってきた、福祉、教育、観光の施策、予算的には就任した当時から見れば、恐ら

く5割増しぐらいで動いていると思います。そのくらい、そこにお金を投じてきた。財政も改正したということでありますけれども、そういう中で、町民の皆様に理解され、またやはり幸福感を持っていただけるような草津町をつくり上げて今後もまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですね。

○3番（有坂太宏君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で一般質問を終了いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（宮崎謹一君） これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

議会中、委員会等々で皆様方の貴重なご意見等々出していただき、大変ご苦労さまでございました。

以上で令和7年度草津町議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 宮 崎 謹 一

署 名 議 員 有 坂 太 宏

署 名 議 員 金 丸 勝 利